

全建事発第 21 号
平成 27 年 5 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近 藤 晴 貞
〔公印省略〕

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より本会に対し、別添の要請がありました。先般、建設業者 2 社に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）に基づき、同法第 3 条第 1 号後段（買ったたき）の規定に違反する行為があったとして、同法第 6 条第 1 項に基づく勧告がなされたことから、より一層の指導をお願いする旨の内容でありました。

ついては、貴会会員企業に対し、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう改めてご協力をお願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局の「駆け込みホットライン」等、相談窓口の活用についてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

【担当】事業部 平澤 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

国土建推第3号
平成27年4月30日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成25年11月18日付国土建推第26号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成26年1月17日付国土建推第31号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成26年4月1日付国土建推第1号）において、要請させていただいたところです。

先般、建設業者2社に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）に基づき、同法第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為があったとして、同法第6条第1項に基づく勧告がなされました。

つきましては、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知いただくよう要請します。